

広報かんら

おしらせ版 No.1223



2022 年
7月15日号

発行・編集・印刷

甘 楽 町
(総務課行政係)

新型コロナウイルス感染症に係る保険料(税)の減免について



新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要件を満たす人は以下の保険料(税)が減免となります。

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

対象者

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 ➡ **保険料(税)を全額免除**
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～③の全てに該当する人 ➡ **保険料(税)の一部を減額**
 - ① 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険料(税)

令和4年度分保険料(税)

問い合わせ

【国民健康保険税】

住民課住民税係 ☎ 64 - 8312

〒370 - 2292 甘楽町大字小幡 161 - 1

【後期高齢者医療保険料】

にこにこ甘楽 健康課国保係 ☎ 67 - 5172

〒370 - 2213 甘楽町大字白倉 1395 - 1

介護保険料

対象者

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 ➡ **保険料を全額免除**
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①と②に該当する第1号被保険者 ➡ **保険料の一部を減額**
 - ① 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。
 - ② 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

対象となる保険料

1. 令和4年度分保険料
2. 令和4年3月中に65歳になった人の令和3年度分保険料

問い合わせ

にこにこ甘楽 福祉課介護保険係

☎ 67 - 5182

〒370 - 2213 甘楽町大字白倉 1395 - 1

◎ 申請方法(共通)

電話でご相談いただいた後、町から送付される申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

広告